

第5回「大阪市違法民泊撲滅チーム」委員会 要旨

1 日 時 令和元年9月12日（木曜日）11:00～11:45

2 場 所 大阪市役所本庁舎 5階特別会議室

3 出席者 大阪市長、違法民泊撲滅チーム委員等

4 議 題

- (1) G20開催時点における違法民泊の状況について
- (2) 課題について
- (3) 今後の活動について
- (4) その他

5 要旨

委員長（市長）開会のあいさつ

- ・ この違法民泊撲滅チームは本年6月28日、29日に開催されたG20大阪サミットまでに違法民泊を撲滅するために取り組んできた。
- ・ このG20大阪サミットでは関西が一丸となり、世界最高峰の国際会議を安全かつ安心して開催できる都市であることを世界にアピールすることが実現できた。
- ・ この成功を一過性のものとすることなく、2025年大阪関西万博につなげていくために、引き続き大阪を訪れる旅行者及び市民の安全安心確保のために違法民泊の排除はもとより質の高い民泊施設の提供に努める必要がある。
- ・ 本日の委員会では違法民泊の最新の情報と、民泊を取り巻く課題について報告していただき、皆さんのご意見を積極的に聞かせていただくことをお願いする。

議題説明

- (1) G20開催時点における違法民泊の状況について
- (2) 課題について
- (3) 今後の活動について
- (4) その他

⇒資料について、事務局から説明を行い、意見交換を行った。

(質疑応答)

(Q1) 今後の業務を違法民泊の取り締まりから、質の高い施設の提供や事業者に対するルール作りに移行していくということであるが、資料 10 ページにある民泊の問題解決のための対応策と検討内容として、政令で定める基準の明確化、消防法令適合通知書の添付の義務化などの制度作りとあるが、大阪市独自の条例制定を含めて検討するということか。

(A1) 特区民泊の基準では、「適正な」という表現が政令で使用されているため、どこまでが法の許容として認められるのかを内閣府に確認している。また、新法民泊においても、消防法令適合通知書を大阪市独自の条例で求めることができないか観光庁の見解を聞きながら検討している。

事業者の中には、ガイドラインに記載されている事項は、推奨する事項であり、義務ではないと主張される事業者も存在するため、条例ではっきりと明記することで、大阪市としての姿勢が示せるのではないかと考えている。

今後、関係部局と連携しながらスピード感を持って進めていくとともに、新法民泊が施行されて1年半、特区民泊が施行されて約3年が経過しているため、最低限のルールを決めて事業者の皆様を守っていただきたい。

委員長（市長）閉会のあいさつ

- ・ 報告があったように、府市一体となって取り組んだ結果、去年の4月から6,000を超える違法民泊施設を223まで減らし、大阪市独自で解決可能な施設の97%が解決できた。
- ・ 一方で、苦情が多いのが現状であり、仲介サイトのチェック体制もまだ不十分であるため、引き続き徹底した違法民泊の対策を行うとともに、市民生活のより一層の安全安心のための認定、届出施設に対する指導をチームとして継続していただきたい。
- ・ また、2018年当初は、違法な民泊施設が大阪市内では約15,000近くあると考えられていたが、チーム発足以降、認定・届出を行った民泊施設はおおよそ10,000件～11,000件になり3,000件以上の不適格な施設は排除した。
- ・ 気を緩めると安易に民泊で稼ごうとする違法な施設が出てくるため、今後も根気強く、粘り強く2025年の万博に向けて旅行者も満足してもらえ、地域の皆さんも賑わいを作っていける、そして安全安心な民泊施設を認めていける、といった良い循環を作れるようにチームの皆さんには尽力していただきたい。